

〔障害児支援・発達障害者支援等の充実〕《厚生労働省》

- 障害の早期発見・支援、卒業後の就労や地域生活に向けた支援、障害児施設の在り方などについて見直し
- 発達障害者支援の専門的人材の養成、個々人に応じた支援計画の作成等の支援提供体制の整備、児童思春期精神科医療の実地研修実施等による充実

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔子育て支援サービス利用における運用改善〕《厚生労働省》

- 地域子育て支援拠点事業の啓発パンフレットの作成・配布、多様な主体の参画の促進

〔商店街におけるサービス〕《経済産業省》

- 商店街振興組合等による空き店舗を活用した高齢者と子どもが触れあう育児施設等の設置・運営への支援

〔子どもの事故防止〕《経済産業省》

- 子どもの事故情報の収集・分析等により事故防止対策を図る「安全知識循環型社会構築事業」の推進

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔保育料等の軽減〕《文部科学省》

- 幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討
- 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

〔教育費負担の軽減〕《文部科学省》

- 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業の推進
- 私立の高等学校等における経済的理由から授業料の納付が困難な者に対する授業料減免への支援
- 家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置を検討

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充

【20年末までに対応を検討】

〔保育料の軽減〕《厚生労働省》

- 保育所における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討

【制度的な見直しによる対応を検討】

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 子の看護休暇制度を子どもの人数に配慮したものとす等の育児・介護休業法の見直しの検討を進め、必要な措置を講ずる

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔兄弟姉妹のいる家庭が利用しやすいサービスの工夫〕《厚生労働省》

- 地域の事情にも配慮した兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所の推進
- 保育所等を活用した放課後児童対策の奨励

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 大規模公営住宅団地の建て替え時の保育所等の併設の促進、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトの推進
- 高齢者等の住み替え支援制度を通じ、高齢者等が所有する住宅を子育て世帯へ供給する取組を支援(再掲)
- UR賃貸住宅における子育て世帯とその支援世帯の近居が可能となるような優遇措置の実施
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業(フラット35)における親子リレー返済制度の推進

〔その他〕《内閣府、警察庁》

- 「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰において、兄弟姉妹のいる世帯への支援に関する視点を考慮
- 安全性に配慮した幼児2人を同乗させることができる自転車の要件、開発可能性等の検討

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

【税制改正の動向を踏まえ検討】

〔包括的な次世代育成支援の枠組みの検討〕《厚生労働省》

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

【平成20年中に対応】

〔保育サービスの規制改革〕《厚生労働省》

- 子どもの福祉への配慮を前提に利用者の立場に立って検討し、平成20年内に結論

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

〔児童生徒の社会保障に関する理解〕《文部科学省》

- 小・中学校の学習指導要領の改訂(平成20年3月)を踏まえ、社会保障に関する理解を深めるための取組を推進

②仕事と生活の調和の実現

子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに、育児・介護休業法等の見直しの検討等を行う。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等〕《内閣府》

- シンボルマーク、キャッチフレーズ、各種シンポジウム等の啓発イベントの有機的な連携による官民一体の国民運動の展開

〔仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援〕《厚生労働省》

- 企業に対する相談・助言を行うアドバイザーの養成支援

〔業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定〕《厚生労働省》

- 所定外労働時間が長い業種、年休消化率の低い業種について、業界団体において、業種特性を踏まえたプランの策定とその普及促進

〔仕事と生活の調和を推進する都市〕《厚生労働省》

- 仕事と生活の調和を推進する都市の指定と支援

〔「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」(仮称)の構築〕《内閣府》

- 仕事と生活の調和に取り組む企業の社会的評価の向上を図るため、関係府省からの情報提供と企業間の情報交換ができるネットワークの構築

【制度的な見直しを検討】

〔次世代法による企業の次世代育成支援対策の促進〕《厚生労働省》

- 中小企業における一般事業主行動計画の策定の促進等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法の見直しの検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔中小企業への支援〕《経済産業省》

- 中小企業における事業所内託児施設の整備に必要な資金の融資
- 「仕事と生活の調和」に対応した経営の先進事例の調査と成果の普及を通じた中小企業経営者の意識喚起

5つの安心プラン 主な課題の現状と21年度概算要求における対応 (抜粋)

「3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」 1,262億円(20年度932億円)

保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤の整備

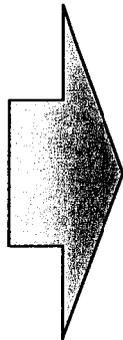
[現状と課題]

《認定こども園、新待機児童ゼロ作戦》

[21年度概算要求における主な具体的施策]

17

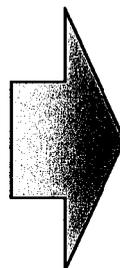
- 評価が高い一方で普及が十分でない認定こども園
 - ・ 認定数 229施設(H20.4)
 - ・ 施設や保護者からの評価は高い一方で、会計処理や申請手続きの重複、省庁間や自治体部局間での連携等について改善を求める声(H20認定こども園に係るアンケート調査結果)
- 解消の加速化が求められる保育所待機問題
 - ・ 待機児童数 2.5万人(H14) → 1.8万人(H19)
 - ・ 待機児童数の7割は0～2歳児、また、首都圏、近畿圏等の大都市部や沖縄に待機児の7割が集中
 - ・ 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、3歳未満児の保育サービスの提供割合を20%→38%に引き上げる必要(新待機児童ゼロ作戦によるH29年の目標)
 - ・ 家庭的保育利用児童数 12市区町村 331人(H19)
- 質量ともに不足する放課後児童対策
 - ・ 放課後児童クラブを利用できなかった児童数 1.4万人(H19)
 - ・ 放課後児童クラブ(小1～3)の提供割合を19% → 60%に引き上げる必要(新待機児童ゼロ作戦によるH29年の目標)
 - ・ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも未実施の小学校区割合 24.4%(H19)
 - ・ 71人以上の大規模クラブの割合 14.7%(H19)



- 認定こども園の設置促進等 78億円
 - ・ 「こども交付金」の創設による幼稚園、保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援の実施等《新規》
- 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大(次世代育成支援対策施設整備交付金215億円の中で対応)
 - ・ 待機児童数が多い市町村を中心として、定員増を伴う民間保育所の整備を重点的に支援
- 保育サービスの提供手段の多様化 64億円
 - ・ 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充
 - ・ 事業所内保育施設に対する助成措置について、助成期間の延長、地域への開放の促進
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進 279億円
 - ・ 放課後児童クラブの受入れ児童数の集中重点的な増、大規模クラブの解消等の緊急重点整備を実施

《すべての子育て家庭への支援》

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援基盤整備の全国的な普及
 - ・ 生後4か月までの全戸訪問事業実施市町村数 1,063市町村(全体の58.2%) (H19)
 - ・ 地域における子育て支援拠点数 4,117か所(H18) [対中学校区比40.4%]
 - ・ 一時預かり(一時保育)事業所数 6,304か所(H18) [対中学校区比61.7%]
- 虐待を受けた子どもに対する家庭的な養護の整備
 - ・ 児童養護施設の約7割が大舎(1舎20人以上)制
 - ・ 児童養護施設の小規模化実施率(H18)
 - 小規模グループケア 50.8%(284か所)
 - 地域小規模児童養護施設 21.1%(118か所)
 - ・ 里親委託率 9.4%(H18) → H21目標 15%
- 地域支援体制の確立が求められる発達障害者対策
 - ・ 発達障害者支援センター61か所(3指定都市で未整備)



- 地域における子育て支援拠点の拡充、子育て支援事業の充実 146億円
 - ・ 子育て支援拠点の身近な場所への設置と機能拡充
 - ・ 地域の利便性の高い多様な場における一時預かりの推進《一部新規》
 - ・ 地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成など地域子育て支援の推進
- 家庭的養護の推進など社会的養護体制等の拡充 243億円
 - ・ 児童養護施設等における小規模ケアの推進、ファミリーホームの推進や里親支援体制の充実等家庭的養護の推進
- 発達障害者の地域支援体制の確立 2.5億円
 - ・ 発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うための、個別支援計画の実施状況の調査・評価と適切な助言の実施

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

[現状と課題]

- 子育て世代の男性を中心とした長時間労働
 - ・ 週に60時間以上就労する雇用者割合(男性) (H19)
 - 30歳代 20.2% 40歳代 19.5% (全年齢 10.3%)
- 男性の低い育児の参加度合い
 - ・ 男性の育児休業取得率 1.56%(H19)
(取得したいと考えている男性労働者は約3割)
 - ・ 6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間 1日当たり(土日含む)60分(H18) → H29目標150分



[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 仕事と生活の調和の実現 3億円
 - ・ 業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定の支援《新規》
 - ・ 企業に対する相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー(仮称)」の養成《新規》

保育を中心とした主な動きについて

平成19年12月25日 規制改革会議・第2次答申

12月26日 社会保障審議会・少子化対策特別部会 発足

平成20年1月29日 第1回 社会保障国民会議 開催

2月15日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)
○ 「新待機児童ゼロ作戦」を進める旨の総理指示

2月27日 「新待機児童ゼロ作戦」の策定・公表

3月4日 児童福祉法等の一部改正する法律案(家庭的保育の制度化等)を閣議決定

3月25日 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」閣議決定

4月23日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)
○ 保育の規制改革について年内に結論
○ 保育の量的拡充・質の向上に係る財源のあり方について検討することで一致

5月20日 少子化対策特別部会
○ 「次世代育成支援のための新たな制度体系の検討に向けた基本的考え方」を取りまとめ

5月23日 経済財政諮問会議(認定こども園改革)
○ こども交付金(仮称)を含め改善策を夏項目途に取りまとめ

5月28日 地方分権改革推進委員会 第一次勧告

5月29日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」衆議院で可決
○ 衆・厚労委委員会審議 5月23日、28日

6月20日 地方分権改革推進要綱(第1次) (地方分権改革推進本部決定)

6月27日 経済財政改革の基本方針2008について (閣議決定)

7月2日 中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起 (規制改革会議)

「保育」をめぐる議論の動きについて

1 経済財政諮問会議における議論の動き

【保育関係（4月23日）】

- ◆ 利用者の立場に立ち、保育サービスの規制改革を行う
 - ① 保育サービスを「措置」から利用者の「選択」に転換する
 - ② 認定こども園等の「二重行政」を解消する
 - ③ 保育所の調理室必置や面積等の最低基準を地域に委ねる
 - ④ 保育ママ制度の資格要件を緩和する

◆ 財源のあり方を議論する

「新待機児童ゼロ作戦」によって、3歳未満児15万人の保育サービスを増やすためには、財源の手当てが不可欠である。サービスの効率化を進めるとともに、それでも不足する保育サービスの量的拡充・質の向上のための費用については、税制の抜本改革に向けて、財源のあり方の議論を行うべきである。

【福田総理発言】

- 長年の懸案がある保育サービスに係る規制改革については、利用者の立場に立って、年内に結論を出してほしい。
- 財源の在り方は、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討することとしたい。

【認定こども園関係（5月23日）】

- ◆ 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

【福田総理発言】

- 交付金を含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚に早急に検討。（夏頃までに取りまとめ）

2 地方分権改革推進委員会における議論の動き

第一次勧告（平成20年5月28日）



地方分権改革推進要綱（第1次）
（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）

【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設に関する基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)

<少子化対策関係抜粋>

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

I 全員参加経済戦略

① 新雇用戦略 (p5~6)

- ・ 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し(2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ)、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・ 「こども交付金」(仮称)の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。

第4章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換

(2)生活者重視の行政システム(消費者行政、規制改革)

【具体的手段】

(3)消費者・生活者のための規制改革 (p19)

- ・ 診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成20年末までに結論を得る。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

(2)重要課題への対応

③ 総合的な少子化対策の推進 (p25)

- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を車の両輪として、少子化対策を行う。
- ・ 税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

「地方分権改革推進要綱(第1次)」 (平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定) (抜粋)

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

(1) くらしづくり分野関係

【幼保・子ども】

○ 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。〔文部科学省・厚生労働省〕

○ 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。〔厚生労働省〕

○ 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めた更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。〔文部科学省・厚生労働省〕

【福祉施設の最低基準】

○ 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。〔厚生労働省〕

中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起一 (平成20年7月2日 規制改革会議)(抜粋)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

(ア) 直接契約方式の導入

利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

(イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度(要介護認定のような公的な基準)に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格(利用者の費用負担分)を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えると予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。

(ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し

「保育に欠ける」要件は、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、長年見直しがなされていない。そのため、認可保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない。

(中略)

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めるべきである。

(エ) 官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進

そのため、サービス供給量の拡大に向けて、多様な民間事業者の参入を促す環境整備を図るためには、上記のような阻害要因を早急に取り除くべきである。

具体的には、

- 施設整備交付金を社会福祉法人以外の民間事業者にも給付する
- 株式会社には企業会計の適用を認める
- 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう地方公共団体への指導を徹底する等の対策が必要である。

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(ア) 直接契約方式の導入

児童福祉法改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

こうした状況下、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、認可保育所の施設最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

そうした地方公共団体独自の取組を参考にし、直接契約方式を導入すべきである。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかといった懸念が持ち上がるが、そうした状況を回避するには、セーフティネットとして公立保育所の位置づけ

を明確化し、障害児保育の実施や低所得者層の優先入所等、受入体制の整備・強化を進めるなど、新たな仕組みを設けることで十分に対応可能となる。

(イ) 直接補助方式（バウチャー等）の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助が行われている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、認可保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に預けられる人と、認可保育所に預けられず、やむなく認可外のサービスを利用する人や就労継続そのものを断念せざるを得ない人との間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において大きな格差が生じる。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

こうした問題意識から、投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度（要介護認定のような公的な基準）に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格（利用者の費用負担分）を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えることと予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。なお、公費によるバウチャー等が利用可能なサービスの対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）やベビーシッター等の在宅保育サービス等にも拡大すべきである。

こうした見直しにより、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が広がる。また、事業者側には、一律の公定価格ではなく、自由な価格設定が可能な仕組みを採り入れることで、病児・病後児保育や夜間・休日保育など付加的なサービスの提供に向けたインセンティブが働く。さらには、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できる。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の